

適応指導教室の在り方について

1 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは、したくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

【要因・背景】 (令和3年度文部科学省諸課題調査・清須市の状況)

学校生活に起因 (24%)	家庭生活に起因 (15%)	本人の問題に起因 (61%)
・友人関係をめぐる問題 ・学業不振	・親子関係をめぐる問題 ・家庭の生活環境の変化	・生活リズムの乱れ ・その他本人に関わる問題

【本市の不登校の現状】

(令和4年度は12月末時点)

学校種別	種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	児童数	3,887人	3,945人	3,926人	3,934人
	不登校数	40人	56人	63人	60人
中学校	生徒数	1,789人	1,783人	1,812人	1,814人
	不登校数	68人	98人	122人	119人

2 適応指導教室の現状

- 新川ふれあい防災センター内に設置した適応指導教室において、月曜日から金曜日の午前9時から午後1時。年間約200日開室（長期休業中は休み）
- 指導員2名（元教員である指導員が交代で指導・支援にあたる）
- 教室では、生活状況を聞き取りする等、対象者の心情に寄り添いながら、学習の補充や他の活動を通して、自己肯定感の向上につながるよう指導している
- 情報発信は、指導員とSSWを交えて検討調整を図り、11月中旬にホームページへ教室の情報を掲載した。
- 登録者数の推移 (令和4年度は、12月末時点)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1人	6人	8人	3人
中学校	11人	15人	14人	14人

3 不登校児童生徒への支援の在り方<文部科学省 令和元年10月25日通知>

- 支援の基本的な考え方**
「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指す。
- 学校等の取り組みの充実**
魅力あるよりよい学校づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、組織的な支援体制を整える。個々の状況に応じて、適応指導教室、民間施設、ICTの活用など多様な学習支援の検討していく。
- 教育委員会の取り組みの充実**
不登校に関する知識や理解など、教員の資質向上を図る。適応指導教室の整備充実、訪問型支援など保護者への支援充実、民間施設との情報交換や連携に努める。

4 今後の方向性について

文部科学省の通知等、不登校児童生徒への支援の在り方について、従来の学校復帰のみを目的とした支援を見直すため、現行の要綱の一部改正案を令和5年3月開催の教育委員会定例会に上程予定しており、一人ひとりの社会的自立を目指した支援へ取り組む教室として運営していきたい。

■ 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示（案）

新	旧
<p>題名 <u>清須市教育支援教室</u>要綱</p> <p>第1条 清須市立小中学校の児童生徒で、何らかの心理的な理由等で登校できない児童生徒並びにその保護者を対象として、学校教育と有機的連携の下に適正な相談及び助言並びに指導を行い、児童生徒が<u>自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを支援する</u>ため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、清須市<u>教育支援教室</u>（以下「教室」という。）を設置する。</p> <p>第4条 不登校児童生徒が抱えている心理的及び情緒的な要因並びに人間関係の改善を図り、<u>基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を通じて、社会的自立を目指すことができるように</u>次の方針により相談及び助言並びに指導・<u>支援</u>に当たる。</p> <p>（1）個々の児童生徒の状況及び回復の状況にあった指導・<u>支援</u>をする。</p> <p>（4）児童生徒の生活の自立及び集団への適応を段階的に指導・<u>支援</u>する。</p> <p>（7）学校、家庭及び関係諸機関との連携及び協力関係を密にし、指導・<u>支援</u>する。</p> <p>第8条 教室へ通室しようとする児童生徒の保護者は、当該児童生徒の在籍する学校の長と協議の上、<u>教育支援教室</u>通室申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>題名 清須市適応指導教室要綱</p> <p>第1条 清須市立小中学校の児童生徒で、何らかの心理的な理由等で登校できない児童生徒並びにその保護者を対象として、学校教育と有機的連携の下に適正な相談及び助言並びに指導を行い、児童生徒の<u>学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条 清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、清須市<u>適応指導教室</u>（以下「教室」という。）を設置する。</p> <p>第4条 不登校児童生徒が抱えている心理的及び情緒的な要因並びに人間関係の改善を図り、自立心及び社会性の育成によって<u>通常の学級集団への復帰を目指し、登校できるように</u>次の方針より相談及び助言並びに指導に当たる。</p> <p>（1）個々の児童生徒の状況及び回復の状況にあった指導をする。</p> <p>（4）児童生徒の生活の自立及び集団への適応を段階的に指導する。</p> <p>（7）学校、家庭及び関係諸機関との連携及び協力関係を密にし、指導する。</p> <p>第8条 教室へ通室しようとする児童生徒の保護者は、当該児童生徒の在籍する学校の長と協議の上、<u>適応指導教室</u>通室申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

※ 法規系の審査中のため、記述内容に変更が生じる場合があります。